

「横浜技術士懇話会」会則

【設立とその後の経緯】

●当会は横浜国立大学及び横浜高等工業学校を卒業した技術士を中心に 1979 年に設立された。

●NPO 法人認定と清算：2000 年認定～2016 年清算

（NPO 法人を清算に従来の任意団体に移行する理由） 本懇話会の研修会が日本技術士会の技術士継続研鑽（CPD）に認定されるよう 2000 年に NPO 法人とした。その後 CPD 認定に NPO 法人である必要がない事が判明した。一方当懇話会は会員数の減少、高齢化が進む一方研修会参加者の減少などの問題や運営費については収支バランスが取れず積立金を取り崩している状況にある。また会運営を実質的に預かるメンバーも高齢化し 5 年、10 年先を見据えたとき体力的な面や後継者の人選難などを考えると、NPO 法人として義務づけられている、理事、事務局、会計、監査役などの設置、また法務局への定期的な理事登記、横浜市への登録など煩雑な事務、会計処理などを今後継続してゆくことには限界がある。従って会として体力のある現時点で身軽な任意団体組織に移行し、今後息の長い活動に取り組むのが望ましい。

●記念すべき研修会：

第 1 回 1979 年 5 月・第 300 回 2006 年 9 月・第 400 回 2015 年 11 月・第 500 回 2025 年 11 月

【設立した当時の当会の目的】

●継続研修及び国際協力機構への人材の紹介。

●活動として「社会教育の推進、文化の新興、国際協力活動への寄与」。

【会則制定の目的】

以上の経緯を踏まえ、当会がボランティア活動の任意団体として少人数にてスムースな運営を図るために、また以前あった定款から 500 回を機に新たな会則制定へ移行し、長い歴史ある当会の活動を継続するため。

第 1 条（名称と当会の目的・活動）

1-1) 「横浜技術士懇話会」の名称を継続。

1-2) 横浜国大及び横浜高等工業学校の卒業生等（会員の範囲：第 2 条で定義する）を軸に、実業や研究の経験を踏まえ、科学や技術に関心を抱く方々の研鑽の場を提供。

1-3) NPO 法人時代に連携していた外郭団体【横浜国大関連：横浜工業会 同会の機関誌に毎年横浜技術士懇話会の活動報告を掲載、ブラッシュアップ研修会、YUVEC、横浜国大学生サークル活動支援[YNFP、Robo+ism]、日本技術士会（事務局）、大学技術士会、神奈川県異業種連携協議会、神奈川県資源循環推進課[プラごみゼロ宣言賛同企業 登録メンバー]】との連携・情報交換は継続。

第2条（会員の定義・範囲）

- 2-1) 横浜国大及び横浜高等工業学校の卒業生で技術士等、科学技術に関する専門性を備えた者、並びに前者からの推薦や紹介された者。
- 2-2) 会員は名誉会員、正会員、賛助会員から構成。名誉会員は米寿以上の会員で本会の発展、継続に寄与し、感謝のために名簿に記録。正会員は横国大出身者であり、本人の申し出により登録。
- 2-3) 正会員は個人情報（氏名、卒業年度、卒業学科、技術士資格登録部門、メールアドレス、電話、住所）を本会に開示。賛助会員は横国大出身者以外で本会の趣旨に賛同して研修会に出席するメンバー。
- 2-4) 役職は会長・顧問・世話人幹事・世話人(附則参照)。

第3条（研修会・見学会・休会と開催頻度、及び演題）

- 3-1) 研修会：毎月第2金曜日午後、横浜市内で概ね1時間30分の講演と30分の質疑応答が基本。なお事情によってはWeb会議を実施。
- 3-2) 見学会：上記研修会の代わりに開催できる。(年に1～2回)
- 3-3) 休会：夏場の8月は休会。なお緊急事態発生時には臨時に休会にすることができる。会員にはその旨をメール連絡して徹底を図る。
- 3-4) 演題：特に規定しない（会長・顧問・世話人幹事がチェックし判断。なお当会の良き特徴は講演内容そのものに事前査読やレビューをしない点）

第4条（会報とホームページ、及び個人情報保護法順守）

- 4-1) 研修会終了後、遅滞なく発行。
- 4-2) ホームページ（HP）の内容は世話人幹事会にて決定し、HPの更新を適宜実施。HPは個人情報保護法を順守する。
- 4-3) メールでの研修会連絡は、世話人幹事が行う。連絡先の基本は会員、賛助会員の希望者。

第5条（役職の選出方法・任期・役割分担と内容、会費）

- 5-1) 会長・顧問・世話人幹事・世話人・会員及び賛助会員で構成。
- 5-2) 会長の推薦により世話人幹事を選出決定（過去に頻度多く参加している会員の互選）。任期は2年。欠員が生じたら、会長・顧問・世話人幹事が互選する。
- 5-3) 会則は会報やHPに掲載。
- 5-4) ①会長：研修会・工場見学の企画及び会報作成。②顧問：大局的な見方での指導。

- ③世話人幹事：企画関係（講師選定、見学会の選定と依頼、記念行事企画の補助）・総務関係（会場予約及び利用時手続き）・会計関係・メール管理・HP管理などを分担して担当。
- ④幹事間の連絡は LINE グループ・メール・Web 会議・リアル会議を適宜利用。

5-5) 会費：リアル会議に参加した人から都度 500 円を徴収（講演者の支払いは免除）→会場利用料の支払い、残金は HP ドメイン使用料・大学技術士会会費・懇親会費用の補助などの経費として使用。

第 6 条（雑則）

- 6-1) 冠婚葬祭：何ら当会はタッチしない。なお個人としての対応は妨げない。
- 6-2) 本会を終了する場合、本会則を改廃する時、世話人会にて審議・決定して、第 2 条の第 2 項にある会員等、及び第 1 条の第 3 項にある外郭団体に連絡する。

制定改訂履歴

- 1) 2025 年 5 月 27 日素案改訂[ver2]
- 2) 2025 年 6 月 13 日準備会の打合せにより、修正・加筆[ver3]
- 3) 2025 年 10 月 24 日制定、2025 年 11 月 14 日発効

附則

役員一覧（任期 2025 年 11 月～2027 年 11 月）

会長	鈴木弥栄男
顧問	斎藤一夫
世話人幹事	竹村昇、小林仁三、武藤功二
世話人	高橋淳、山本陽一、小波盛佳、矢田宏樹、西海秀文